

ご存知ですか？成年後見制度

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

実際に成年後見制度が必要になる場面とは？

ケース1

母が施設に入所することになり、入所一時金が必要となったため、母の定期預金を一部解約しようと銀行に行ったが、代理ではなく直接本人が解約手続きを行う必要があると言われた。本人が寝たきりで話もできない状態であることを銀行に伝えると「成年後見人」を立ててくださいと言われた。

どうしよう…



ケース2

母は長期入院しており、退院後はそのまま介護施設に入居することになった。今後、自宅に戻れる可能性はないため、自宅は売却しようと考え、不動産会社へ相談したところ、不動産売却するには「成年後見人」が必要になる可能性があるとされた。

困ったなあ…



ケース3

長男は、産まれたときから障害を抱えており、自分自身で財産の管理などを行うことができない。
現在は身の回りの世話から、障害年金（手当）の管理まで、すべて私が行っている。私も78歳になったので、万が一、病気になったり、死んだりすると長男がどうなるかを考えると心配。

心配だわ…



このような不安を解消してくれるのが『**成年後見制度**』です！！

○「成年後見制度について」「申立てについて」など、どんなことでも本人、ご家族、支援者の方、どなたでもお気軽にご相談ください！

○成年後見制度について、家庭裁判所のホームページからも調べることができます。詳しくは『**後見ポータルサイト**』を検索してみてください！（右のQRコードからもアクセスできます）



※相談先は裏面をご覧ください

【桐生市内の相談先】

お近くの相談先へ、どなたでもお気軽にご相談ください！

相談先	住所	連絡先	主な相談対象者	
			高齢者	障害者
桐生市社会福祉協議会	桐生市新宿三丁目 3番19号	0277-46-4165	○	○
地域包括支援センター山育会 ＜担当地区＞ 1区、2区、9区、10区、14区	桐生市東久方町二丁目 4番33号	0277-46-6066	○	
地域包括支援センター社協 ＜担当地区＞ 3区、4区、5区、8区	桐生市新宿三丁目 3番19号	0277-46-4411	○	
地域包括支援センター菱風園 ＜担当地区＞ 6区、7区、17区	桐生市菱町一丁目 3016番地の1	0277-32-3321	○	
地域包括支援センター ユートピア広沢 ＜担当地区＞11区、13区	桐生市広沢町六丁目 307番地の3	0277-53-1114	○	
地域包括支援センター思いやり ＜担当地区＞16区	桐生市川内町一丁目 361番地の2	0277-32-5889	○	
地域包括支援センター 思いやり黒保根 ＜担当地区＞22区	桐生市黒保根町水沼 562番地3	0277-46-8847	○	
地域包括支援センターにいさと ＜担当地区＞ 19区、20区、21区	桐生市新里町新川 2488番地	0277-74-3032	○	
地域包括支援センター のぞみの苑 ＜担当地区＞15区	桐生市相生町五丁目 493番地	0277-54-9537	○	
地域包括支援センター双葉苑 ＜担当地区＞12区、18区	桐生市広沢町一丁目 2643番地の1	0277-54-8906	○	
桐生市障害者基幹型相談室	桐生市織姫町1番1号	0277-43-0294		○

問い合わせ先：桐生市役所 健康長寿課 0277-44-8215
福祉課 0277-44-8237